

## 6 激甚災害に係る特定地方公共団体 (告示)

○文部科学省、国土交通省告示第1号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、次に掲げる市町村を平成22年に発生した激甚災害に係る同条第1項の市町村として告示する。

平成23年3月24日

文部科学大臣 高 木 義 明  
国土交通大臣 大 畠 章 宏

| 都道県名 | 郡 名                                    | 市 町 村 名                                        |
|------|----------------------------------------|------------------------------------------------|
| 北海道  | 島 牧<br>古 宇<br>上 川<br>中 川<br>天 塩<br>岩 手 | 島牧村<br>神恵内村<br>美瑛町<br>中川町<br>遠別町<br>葛巻町<br>岩手町 |
| 岩手県  |                                        | 富山市※                                           |
| 富山県  | 加 茂                                    | 八百津町                                           |
| 岐阜県  | 駿 東                                    | 小山市                                            |
| 静岡県  |                                        | 新見市※                                           |
| 岡山県  |                                        | 呉市※                                            |
| 広島県  |                                        | 庄原市<br>東広島市※                                   |
| 山口県  | 山 県                                    | 北広島町<br>美祢市                                    |
| 鹿児島県 |                                        | 曾於市※<br>奄美市                                    |
|      | 大 島                                    | 大和村<br>宇検村<br>瀬戸内町<br>龍郷町                      |

### 備考

※印を付した市町村は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第19条の特例の対象となった市町村である。この場合、当該市町村における激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第2項の規定に基づき指定された措置の適用については、同法第3条第1項の政令で定める基準に該当する当該市町村の合併前の市町村に係るものに限る。なお、特定地域に係る激甚災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第1条第1項の市町村の負担額の算定に当たっては、合併前の市町村について局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）（1）に掲げる市町村に該当した場合に、当該合併前の市町村について算定したものである。